

サステーナ式骨盤ケアネットワーク®規約

第一条 本会は、サステーナ式骨盤ケアネットワーク®（以下®は省略）と称し、事務局を代表者宅に置くこととする。

第二条 本会は、サステーナ式骨盤ケアの習得・普及の志を持つものによって組織し、活動を通して、学習活動および技術の積極的向上に関わり、年会費を納入するものを会員とする。

第三条 本会は、サステーナ式骨盤ケアの習得、普及活動、情報発信を存立の第1目的とする。
また、その活動を通して、技術の向上、会員相互の情報交換を目的とし社会に貢献するために下記のことを行う。

- 1 技術の向上を図るための研修会・勉強会に参加
- 2 本ネットワーク内での意見交換・提起に積極的に参加
- 3 その他必要と認めた事項

第四条 本会の理念と目指すところは次の通りである。

理念：

- ・妊産婦が安心して骨盤ケアを受けることができる環境をつくる
- ・妊産婦が自身に合った骨盤ケアを選択することができる
- ・骨盤ケアにおける情報をわかりやすく妊産婦と医療従事者に提供する

目指すところ：

- ・骨盤ケアにおける他職種連携
- ・教育機関、産院、治療院など各々のエビデンスや情報開示を行い骨盤ケアにおける統一性を持つ
- ・より質の高い骨盤ケアを行うための事例検討やエビデンスレベル向上を目的とした研究を行う

第五条 本会は次の担当者を置く。

ネットワーク代表 1名

第六条 代表はネットワークを代表し、総括する。

第七条 会の会費は1人年額10,000円（税込）とする。

毎月15日を当月の入会締め切りとし、それ以降16日からのお申し込み（ご入金確認時点）については翌月1日からの会員とする。会員期限1ヶ月後に会費入金が確認できない場合は自動退会とする。

第八条 退会を希望するものは、ネットワーク代表にその旨を通知する。ただし、納入済の入会金、会費及びその他の供出金品は、返還しない。

強制退会については、以下の場合に行う。

- ①会員費の納入が確認できない時。
- ②規律性、協調性、責任性を欠き他のメンバーに悪影響を及ぼすとき。
- ③組織の縮小等、やむを得ない事情で存続不可能であるとき。
- ④代表者の方針・決定に従わない場合。

第九条 ネットワークから送信された画像や動画、文章など（著作権や肖像権）無断転用を禁ずる。
研究・発表などで使用する場合は、ネットワーク代表の許諾を得ること。

付則 この規約は 2022年10月1日より施行する。

2022年10月1日 施行

2024年6月19日 改定